

でんき割利用規約

第1節 総則

第1条（利用規約の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、IKC光テレビジョンサービス契約約款、IKC光インターネットサービス契約約款、ケーブルテレビジョンサービス契約約款、ケーブルインターネットサービス契約約款、いすっとでんき利用規約、おまかせ！ジオ・パック利用規約（以下あわせて「原約款」といいます。）、およびでんき割利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、IKC光テレビジョンサービス、IKC光インターネットサービス、ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、おまかせ！ジオ・パック（以下「原サービス」といいます。）を利用するもの（以下「加入者」といいます。）のうち別表に定める原サービスの加入者が、原約款に定めるいすっとでんきサービスの契約を締結している場合は、でんき割（以下「本サービス」といいます。）を適用するものとします。

第2条（利用規約の遵守）

本サービスを利用するもの（以下「利用者」といいます。）は本規約を遵守するものとします。

2. 本規約に定めなき用語については、原約款の定義が適用されるものとします。

第3条（利用規約の変更）

当社は、本規約を利用者の承認を得ることなく変更することができます。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第2節 でんき割

第4条（本サービスの適用）

別表に定める要件を満たす場合、本サービスが自動的に適用されるものとします。

2. 当社は次号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項の規定にかかわらず本サービスの適用対象外とする場合があります。
 - (1) 利用者が本規約に違反する恐れがある場合
 - (2) 原契約に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - (4) その他、本規約の締結が不適当である場合
3. 前項の規定により、本サービスの適用対象外とした場合は、当社は利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第5条（契約期間）

契約期間は、別表に定める原サービスの開始日および原約款に定める電気需給契約を締結した日が属する月（以下、併せて「開始月」といいます。）の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる末日を満了日とします。

2. 開始月が同一月でない場合は、もっとも遅くに到来する開始月の翌月を起算日とします。

第6条（月額割引料金）

利用者の月額割引料金は別表に定めるとおりとします。

第7条（変更）

利用者が別表に定める原サービスのいずれか一つでも契約変更を行った場合、本サービスの月額割引料金も当該サービスの契約変更月から自動的に変更になるものとします。

第8条（一時停止）

利用者が別表に定める原サービスのいずれか一つでも一時停止を行った場合、本サービスは当該サービスの一時停止月から自動的に一時停止になるものとします。

第9条（解約）

利用者が別表に定める原サービスのいずれか一つでも解約を行った場合、本サービスも当該サービスの解約月から自動的に解約になるものとします。

第10条（当社が行う解約）

当社は、利用者の責に帰すべき事由（原約款に定める当社が行う基本サービス提供の解除事由に準じます。）が認められる場合、利用契約を解除することができます。

- 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により利用者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第1項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第11条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスは、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービス提供終了日とします。

- 前項の場合、当社は、利用者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに当社ホームページ上で掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第12条（損害賠償の免責）

当社が、第10条（当社が行う解約）、第11条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供の解約、廃止したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 第 10 条（当社が行う解約）の規定により利用契約が解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

第 3 節 雜則

第 13 条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 14 条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 15 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則 本規約は、2025 年 4 月 1 日より施行します。

別表

対象となるサービスの組み合わせおよび適用割引金額

サービス名	サービス品目	でんき割
IKC 光 テレビジョンサービス契約約款	光 TV スタンダード（ブルーレイ STB、録画付 STB、ミニ STB、スマート STBplus、スマート STB）	月額割引料金 100 円（税込 110 円）
	光 TV ライト（ブルーレイ STB、録画付 STB、ミニ STB、スマート STBplus、スマート STB）、光 TV ライト、施設利用サービス	月額割引料金 50 円（税込 55 円）
IKC 光 インターネットサービス契約約款	光 NET スタンダード（10 ギガ、1 ギガ、100 メガ）、光 NET エキスパート（10 ギガ、1 ギガ、100 メガ）	月額割引料金 100 円（税込 110 円）
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	Forest(4KBD-Hitpot、BD-Hitpot、4K-Hitpot、Hitpot)	月額割引料金 100 円（税込 110 円）
	ライト（4KBD-Hitpot、BD-Hitpot、4K-Hitpot、Hitpot）、デジタルベーシック（STB、録画機能付 STB）、デジタルライト（STB、録画機能付 STB）、施設利用サービス	月額割引料金 50 円（税込 55 円）
ケーブルインターネットサービス契約約款	ocean（200、200plus、160、160plus）	月額割引料金 100 円（税込 110 円）
	ocean（30、8）、プレミアム、スタンダード、エコノミー	月額割引料金 50 円（税込 55 円）

※ 上記割引料金は 1 台目のみ適用されます。

※ おまかせ！ジオ・パックに含まれている場合も適用されます。

※ IKC 光 テレビジョンサービス契約約款に基づくサービス品目「光 TV プレミアム」は、2025 年 3 月 31 日をもってサービスを廃止いたしました。